

# 学齡児支援に係る専門機関による連絡会設置要綱

28川こ児第365号

平成28年9月1日

こども未来局長決裁

(目的)

**第1条** 複雑、多様化する非行・不登校等の学齡児の問題に対し、個々に応じた実効的な相談、支援等を実施するために、福祉、教育、警察等の相談機関による連携強化を目的とする「学齡児支援に係る専門機関による連絡会」(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 連絡会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学齡期に直面する課題に関する情報共有及び情報交換に関すること。
- (2) 前条の機関の相互連携の促進に関すること。
- (3) 前条の機関の学齡期相談への対応力の向上に関すること。

(会長)

**第3条** 連絡会に会長を置き、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長をもって充てる。

- 2 会長は、連絡会の事務を総理し、連絡会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。

(構成員)

**第4条** 連絡会は別表第1に掲げる専門機関(以下「専門機関」という。)において、職務に従事する者の中から当該専門機関が推薦したもの(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- 2 会長は、次条に規定する全体会及び部会ごとに、専門機関から委員を指名

する。

(組織)

**第5条** 連絡会に全体会及び部会を設ける。

2 全体会及び部会は、会長が必要に応じて招集するものとする。

3 会長は必要に応じて構成員以外の出席を求め、意見を求めることができる。

(全体会)

**第6条** 全体会は全専門機関を対象とし、第1条の目的を達成するために第2条で掲げた事項について協議を行う。

2 全体会の議長は、会長とする。

(部会)

**第7条** 連絡会は、必要に応じて別表第2に掲げる部会を開催し、事例の検討及び情報交換等を行う。

2 各部会の議長は、部会員の互選による。

3 各部会は、部会の審議の経過及び結果を全体会に報告するものとする。

(事務局)

**第8条** 連絡会の事務局は、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室に置く。

(守秘義務)

**第9条** 連絡会に出席した者は、正当な理由がなく連絡会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。またその職を退いた後においても同様とする。

(要保護児童対策地域協議会との関係)

**第10条** 連絡会に参加する専門機関が支援する児童に関する個別案件について、各機関との情報共有が必要な場合には、要保護児童対策地域協議会個別支援会議を活用する。

(その他)

**第 1 1 条** この要綱に定めるもののほか、連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、連絡会の同意を得て、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は平成 2 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 6 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 2 4 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第4条関係）

1	こども未来局南部児童相談所
2	こども未来局中部児童相談所
3	こども未来局北部児童相談所
4	あいせん児童家庭支援センター
5	S N G児童家庭支援センター
6	まぎぬ児童家庭支援センター
7	はくさん児童家庭支援センター
8	教育委員会事務局学校教育部指導課区・教育担当（区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）学校・地域連携担当）
9	区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課
10	川崎市保護司会協議会
11	神奈川県警察本部生活安全部少年育成課 少年相談・保護センター
12	横浜少年鑑別所 よこはま法務少年支援センター
13	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

別表第2（第7条関係）

部会名	部会における調査審議事項
南部地区（川崎区・幸区・中原区）事例検討・情報交換会	（1）地区の専門機関間の情報交換に関すること （2）地区の専門機関での事例検討に関すること （3）地区の専門機関における相互連携と相談スキルの向上に関すること
中部地区（高津区・宮前区）事例検討・情報交換会	
北部地区（多摩区・麻生区）事例検討・情報交換会	